

町田市産業振興計画推進委員会設置要綱

第 1 設置

町田市産業振興計画 19-28 の推進に関し、産業分野の関係者等の意見を聴取するため、町田市産業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市産業振興計画の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 3 組織

- 1 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者 2 人以内
 - (2) 町田商工会議所の代表 1 人
 - (3) 株式会社町田新産業創造センターの代表 1 人
 - (4) 多摩高度化事業協同組合の代表 1 人
 - (5) 中小企業診断士 1 人
 - (6) 地域金融機関の代表 1 人
 - (7) 市内の事業者の代表 2 人以内
 - (8) 交通事業者の代表 1 人

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して 10 年を限度とする。

第 5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、経済観光部産業政策課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2019年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2029年3月31日限り、その効力を失う。